

令和3年12月1日

小倉橋重量規制のお知らせ

小倉橋の点検調査したところ、橋の重要部分の一部が損傷し危険な状態であることが判明しました。

早急に対策を進め一刻も早い復旧を進めていきますが、この状態のまま利用していた場合は、橋の崩壊の危険が考えられます。

検討の結果、通過車両が8 tまでであれば、安全は確保されることが判明しました。

皆様にはご不便をかけますが、令和3年12月10日より補修工事が完了するまで、8 tまでの重量規制を実施いたします。

規制が一日でも早く解除できるように、補修を進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

岡山市北区役所建部支所産業建設課

担当：内田、福田

電話：086-722-1113